

熊本県公報

号外 第 4 号
平成 21 年 3 月 27 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

○熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する 条例	(人事課)	1
○熊本県議会議員に対する議員報酬の特例に関する条例	(〃)	2
○熊本県政務調査費の交付に関する条例	(〃)	2

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 熊本県議会議員の議会等出席の場合の費用の弁償について、所要の改定を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ◇熊本県議会議員に対する議員報酬の特例に関する条例
 - 1 熊本県議会議員に対する議員報酬月額について特例を設けることとした。
 - 2 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ◇熊本県政務調査費の交付に関する条例
 - 1 この条例の趣旨を規定することとした。(第 1 条関係)
 - 2 交付の対象となる者について規定することとした。(第 2 条関係)
 - 3 額及び交付の方法について規定することとした。(第 3 条関係)
 - 4 会派届等について規定することとした。(第 4 条関係)
 - 5 会派の通知等について規定することとした。(第 5 条関係)
 - 6 交付決定について規定することとした。(第 6 条関係)
 - 7 算定方法等について規定することとした。(第 7 条関係)
 - 8 請求及び交付について規定することとした。(第 8 条関係)
 - 9 政務調査費を支出できる経費について規定することとした。(第 9 条関係)
 - 10 政務調査費経理責任者について規定することとした。(第 10 条関係)
 - 11 証拠書類等の整備及び保存について規定することとした。(第 11 条関係)
 - 12 収支報告書等について規定することとした。(第 12 条関係)
 - 13 政務調査費の返還について規定することとした。(第 13 条関係)
 - 14 収支報告書等の保存及び閲覧について規定することとした。(第 14 条関係)
 - 15 調査について規定することとした。(第 15 条関係)
 - 16 委任について規定することとした。(第 16 条関係)
 - 17 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとした。
 - 18 改正後の政務調査費の交付に関する規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用することとした。(附則第 2 項関係)

条 例

熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 21 年 3 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 32 号
 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例(昭和 28 年熊本県条例第 11 号の 2)の一部を次のように改正する。
 第 9 条第 1 項中「審査又は」を「審査若しくは」に、「協議又は」を「協議若しくは」に改め、「、議員の居住する地域の区分に応じ」及びただし書を削り、同条第 2 項中「同

日」を「同日に」に、「委員会」を「委員会又は協議等の場」に改める。
 別表第 2 を次のように改める。
 別表第 2（第 9 条関係）

区分		費用弁償の額
定額		一日につき 5, 0 0 0 円
加算額	交通費	最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により旅行をした場合における次に掲げる旅行の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額 1 鉄道旅行 その乗車に要する運賃（急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を含む。） 2 水路旅行 上級の運賃（運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃（特別船室料金及び座席指定料金を含む。））とし、公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、当該運賃等に現に支払った寝台料金を加算した額 3 陸路旅行（鉄道旅行を除く。） 車賃（路程 1 キロメートルにつき 3 7 円）。ただし、高速自動車国道等の有料道路を利用する区間については、当該有料道路を利用する区間に係る料金に相当する額を加算した額
	宿泊料	居住地が熊本市の区域内にない議員が熊本市の区域内に宿泊した場合 一日につき 1 3, 3 0 0 円

別表第 3 を削る。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県議会議員に対する議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 3 3 号

熊本県議会議員に対する議員報酬の特例に関する条例

平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 4 月 2 9 日までの間における熊本県議会議員に対する議員報酬の月額を、熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（昭和 2 8 年熊本県条例第 1 1 号の 2）第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に定める区分に応じ、それぞれ同項に定める額から、議長にあってはその額に 1 0 0 分の 7 を乗じて得た額を減じた額とし、副議長にあってはその額に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を減じた額とし、議員にあってはその額に 1 0 0 分の 3 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算定の基礎となる議員報酬の月額は、同項に定める区分に応じ、それぞれ同項に定める額とする。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県政務調査費の交付に関する条例をここに公布する。

平成 2 1 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 3 4 号

熊本県政務調査費の交付に関する条例

熊本県政務調査費の交付に関する条例（平成 1 3 年熊本県条例第 3 9 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 0 条第 1 4 項及び第 1 5 項の規定に基づき、政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象となる者）

第 2 条 県は、県議会の会派（政治上の主義、理念及び政策を共有する議員が結成した団体（所属議員が 1 人の場合を含む。）をいう。以下「会派」という。）又は議員に対して、政務調査費を交付する。

（額及び交付の方法）

第 3 条 政務調査費の額は、議員 1 人当たり月額 3 0 万円とする。

2 政務調査費の交付の方法は、会派又は議員ごとに、次の各号に掲げる交付の方法のいずれかによるものとし、その交付額は、当該各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 会派に交付する議員の数を乗じて得た額
 - (2) 議員に交付する方法前項に規定する議員 1 人当たりの月額
 - (3) 会派及び議員に交付する方法前項に規定する議員 1 人当たりの月額を会派に交付する額及び当該会派に所属する議員に交付する額に区分し、会派に交付する額にあっては議員に交付する額に区分された額を乗じて得た額、議員に交付する額にあっては議員に交付する額に区分された額
- 第 4 条 会派を結成したとき、又は一般選挙後、会派の代表者は、次に掲げる事項を記載した会派届を議長に提出しなければならない。
- (1) 会派の名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 会派を結成した日
 - (4) 所属する議員の数及び氏名
 - (5) 前条第 2 項に規定する政務調査費の交付の方法
 - (6) 前条第 2 項第 3 号に掲げる政務調査費の交付の方法を選択する会派にあっては、会派に交付する額及び当該会派に所属する議員に交付する額の区分
 - (7) 前条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる政務調査費の交付の方法を選択する会派にあっては、第 10 条に規定する政務調査費の経理者の氏名
- 2 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、当該変更に係る事項を記載した会派変更届を議長に提出しなければならない。
- 3 会派が解散、合併等により消滅した場合（議員の任期満了及び議会の解散による場合を除く。以下同じ。）は、当該会派の代表者は、その旨を記載した会派解散届を議長に提出しなければならない。
- （会派の通知等）
- 第 5 条 議長は、毎年度、当該年度の初日において在職する議員を、同日の翌日から起算して 5 日以内に、会派に所属する議員にあっては氏名を、同日の翌日から起算して 5 日以内に、会派に所属する議員にあっては氏名を、前条第 1 項各号に規定する事項を、前条各項の会派届、会派変更届又は会派解散届の提出があったときは、速やかに、これを知事に通知しなければならない。
- 2 議長は、前条各項の会派届、会派変更届又は会派解散届の提出があったときは、速やかに、これを知事に通知しなければならない。
- 3 年度の中途において議員となつた者が会派に所属していない議員がいる場合は、議長は、当該者の議員としての任期が開始する日（再選挙、補欠選挙その他任期満了による一般選挙以外の事由により当選人と定められた議員にあっては、その当選の効力発生日をいう。以下「任期開始の日」という。）の翌日から起算して 5 日以内に、次に掲げる事項を知事に通知しなければならない。
- (1) 議員となつた者の氏名
 - (2) 任期開始の日
- 4 前 3 項に定めるもののほか、年度の中途において辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により議員でなくなつた者がいる場合は、議長は、それらの事由の生じた日の翌日から起算して 5 日以内に、次に掲げる事項を知事に通知しなければならない。
- (1) 議員でなくなつた者の氏名
 - (2) 議員でなくなつた事由
 - (3) 事由が生じた年月日
- （交付決定）
- 第 6 条 知事は、前条第 1 項の規定による通知があつたときは、速やかに、当該年度に係る政務調査費（年度の中途において議員の任期が満了する場合は、議員の任期が満了する日が属する月までの政務調査費）の交付の決定を行ななければならない。
- 2 知事は、前条第 2 項の規定による通知（会派変更届に係る通知にあっては、第 4 条第 1 項第 4 号から第 6 号の事項に関する通知）又は前条第 3 項若しくは第 4 項の規定による通知があつたときは、速やかに、当該年度に係る政務調査費の交付の決定、変更を交付の決定又は交付取消の決定を行ななければならない。
- 3 知事は、前 2 項の決定を行つたときは、速やかに、当該年度の代表者（会派が解散、合併等により消滅した場合は、会派議員及び議長に對し、その旨を通知しなければならない。）又は議員及び議長に對し、その旨を通知しなければならない。
- （算定方法等）
- 第 7 条 第 3 条第 2 項に規定する政務調査費の交付額は、月の初日に議員である者を基準として算定する。
- 2 月の途中において、次に掲げる事由が生じた場合におけるこれらの事由が生じた日（その日が月の初日である場合を除く。）の属する月の政務調査費の交付額の算定については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。
- (1) 任期満了（月の初日において任期満了の日に議員でなくなつた者が、当該任期満了による一般選挙により当該任期満了の日の翌日から再び議員となつた場合を除く。第 12 条第 2 項において同じ。）
 - (2) 議員の辞職、失職、除名又は死亡
 - (3) 議員の会派への入会又は会派からの脱会若しくは除名
 - (4) 会派の結成又は解散、合併等による消滅
 - (5) 議会の解散

- (6) 第 3 条第 2 項に規定する政務調査費の交付の方法の変更(同項第 3 号に規定する会派に交付する額及び当該会派に所属する議員に交付する額の区分の変更を含む。)
- (請求及び交付)
- 第 8 条 会派の代表者及び議員は、第 6 条第 3 項の規定による交付の決定又は変更交付の決定通知を受けたときは、四半期ごとに、当該四半期に属する月分として交付を受けるべき政務調査費を知事に請求するものとする。
- 2 知事は、前項の請求があつたときは、四半期ごとに、当該請求があつた日の翌日から起算して 30 日以内に、当該四半期に属する月分として交付すべき政務調査費を交付するものとする。
(政務調査費を支出できる経費)
- 第 9 条 政務調査費を支出できる経費は、調査研究費、研修費、会議費その他議長が別に定める経費とする。
(政務調査費経理責任者)
- 第 10 条 第 3 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に掲げる政務調査費の交付の方法を選択する会派は、政務調査費経理責任者を置かなければならない。
(証、抛書類等の整備及び保存)
- 第 11 条 政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、その内訳を明確にして「証、抛書類等」を備え置くとともに、領収書及び他の証、抛書類(次項及び次条第 1 項において「証、抛書類」という。)を整理し、保管しなければならない。
 - 2 会派の代表者及び議員(議員であつた者を含む。)は、前項に規定する会計帳簿及び証、抛書類を次条に規定する収入及び支出の報告書の提出期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。
(収支報告書等)
- 第 12 条 会派の代表者及び議員は、当該年度に係る政務調査費の収入額、支出額、残額その他議長が別に定める事項を記載した収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。))並びに当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る証、抛書類の写し(以下「収支報告書等」という。))を翌年度の初日から起算して 30 日以内に議長に提出するものとする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、会派が解散、合併等により消滅した場合又は議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡若しくは議会の解散により議員でなくなつた場合には、会派の代表者であつた者又は議員であつた者(議員の死亡に係る場合は、その相続人。))は、会派が消滅した日又は議員でなくなつた日の属する月までの収入報告書等を、会派が消滅した日又は議員でなくなつた日の翌日から起算して 30 日以内に、議長に提出するものとする。
 - 3 議長は、前 2 項の規定により提出された収支報告書等の写しを、速やかに、知事に送付するものとする。
(政務調査費の返還)
- 第 13 条 会派の代表者又は議員(議員が死亡した場合は、その相続人。次項において同じ。))は、ひとつの四半期の途中で、第 6 条第 2 項の規定による政務調査費の変更交付の決定又は交付取消しの決定(以下この項において「変更交付決定等」という。))を受けた場合において、変更交付決定等となる変更事由の生じた日の属する月(当該事由の生じた日が月の初日であるときは、当該事由の生じた日の属する月の前月)までの月分として会派又は議員が交付を受けなければならない額の政務調査費の額を超えて受けている場合は、当該変更交付決定等を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、当該額を返還しなければならない。
 - 2 会派の代表者及び議員は、当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該年度において行った政務調査費による支出(第 9 条に規定する経費に係る支出をいう。))の総額を控除して残額がある場合には、当該残額に相当する額(以下「政務調査費の残額」という。))を翌年度の初日から起算して 60 日以内に返還しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、前条第 2 項の規定により収支報告書等を提出した場合において、政務調査費の残額がある場合には、当該収支報告書等を提出した者は、当該収支報告書等の提出期間の末日の翌日から起算して 30 日以内に政務調査費の残額を返還しなければならない。
(収支報告書等の保存及び閲覧)
- 第 14 条 議長は、第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定により提出された収支報告書等を、提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。
 - 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。
(調査)
- 第 15 条 議長は、第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。
(委任)
- 第 16 条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付決定手続、請求及び返還に関する必要な事項は知事が、その他この条例の施行に關し必要な事項は議長が定める。
附 則
 - 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 この条例による改正後の熊本県政務調査費の交付に關する条例の規定は、この条例の

施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。